

社会医療法人 若竹会 つくばセントラル病院
指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業
運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 この運営規定は、社会医療法人若竹会「つくばセントラル病院」の開設する指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所（以下、「事業所」という。）が介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正な運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所リハビリテーションのサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 通所リハビリテーションサービス（介護予防通所リハビリテーション）事業の運営方針は、次のとおりとする。

- 1 利用者が要介護（要支援）状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保健施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密着連携に努めるものとする。
- 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 社会医療法人 若竹会 つくばセントラル病院 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 茨城県牛久市柏田町1589番地 3
- (3) 電話番号 029-872-1771 (代表)
FAX 番号 029-871-6881 (総合リハビリテーション)
- (4) 介護保険指定番号 0811910231

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 通所リハビリテーションサービス(介護予防通所リハビリテーション)事業の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	通所リハビリテーション		職 務	備 考 (兼務等の状況)
	常 勤	非常勤		
管 理 者	1 人		事業所、職員及び業務の管理	医師を兼務
医 師	1 人		利用者の健康管理	病院兼務
介 護 職 員	規定数(10:1)以上		利用者の介護	准看護師含む
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	規定数(100:1)以上		機能回復訓練の実施	病院業務兼務

(利用定員)

第6条 サービス事業の定員は、次のとおりとする。

指定通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション含) 30名

(手続きの説明及び同意)

第7条 事業所は、サービス提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第8条 サービス事業の内容は次のとおりとする。

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいた、

- (1) 送迎
- (2) 食事
- (3) 医療的管理
- (4) 各種個別リハビリテーション
- (5) 生活リハビリテーション(個人の能力に応じた生活活動の実践)
- (6) 体操・レクリエーション
- (7) 生活相談

(利用料その他の費用)

第 9 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理差額が生じないようにする。
- 3 前 2 項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別紙のとおりとする。
- 4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用に付いて事前に文書で説明した上で、同意を得る旨の文書に署名を受けるものとする。

(食事の提供)

第 10 条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

昼 食 午後 12 : 00 (正午) から

(指定通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第 11 条 指定通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 (日曜日・国民の祝日・12 月 31 日～1 月 3 日は休業とする)
 - (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

(通常の送迎の実施地域等)

第 12 条 指定通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、牛久市・龍ヶ崎市・つくば市・土浦市・阿見町・稲敷市の区域とする。

(身体の拘束等)

第 13 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第 14 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 利用者は、事業所の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- (2) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者に一報することとする。
- (3) 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用する際、必ず従業者に声をかけることとする。
- (4) 事業所内での金銭及び食物のやりとりは、行わないこととする。
- (5) 全館禁酒・禁煙とする。
- (6) 通所リハビリ利用中の病院定期受診は原則として行わないこととする。
- (7) 利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取することとする。

(禁止行為)

第16条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれらを持ち出すこと。

(衛生保持)

第17条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(感染予防)

第18条 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第 19 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 通報、消火、避難の各訓練については、年 2 回以上実施し、内 1 回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情処理)

第 21 条 事業所は、別に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順などにより、利用者からの苦情に迅速に、かつ、適切に対応するものとする。

(会計区分)

第 22 条 サービス事業の会計区分は、その事業についての会計区分とする。

(その他)

第 23 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人若竹会「つくばセントラル病院」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 3 月 25 日から施行する。

平成 26 年 4 月改訂

令和 6 年 6 月改訂